

鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議（第2回）

日 時 令和6年10月8日（火）

13：30～

場 所 鳥取県西部総合事務所 講堂

○福田課長補佐 定刻になりましたので、ただいまから第2回鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議を開催させていただきます。本日、司会をいたします福田です。よろしくお願いいたします。

本日は、オンライン1名を含む8名の審査専門委員に御出席をいただいております。なお、本日は、前回御欠席であった遠藤委員にもオンラインで御出席いただいております。主に、産業廃棄物の構造等について御確認いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に先立ちまして、地域社会振興部長、盛田より御挨拶申し上げます。

○盛田部長 皆様、こんにちは。御紹介いただきました、地域社会振興部の盛田でございます。

本日は皆様にはお忙しいところ、この審査専門委員会議に御参加いただきましてどうもありがとうございます。7月の第1回会議以降、法にのっとり、米子市長、または周辺住民等の利害関係者の意見を求め、これらの意見が出そろったところでございます。また、申請内容に関しても、各委員から個別に意見聴取をさせていただきました。本日はその個別の意見聴取の内容につきまして、委員の皆様にも共有させていただき、また、米子市長の意見、または利害関係者の意見並びにこれらに対する申請者の見解もお示した上で、改めて委員の皆様から御意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。

この会議の中でも説明させていただきますが、米子市長の意見には、関係自治会は県内のどこかに処分場が必要との思いから設置を容認したということで、地域住民の思いも強く示されているところでございます。審査する県としても、この地域の思いを厳粛に受け止め、引き続き施設の安全性や生活環境への影響に関し、厳正に審査していくとともに、委員の皆様にも閣下に御意見をいただくことで、厳正な審査への協力をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福田課長補佐 それでは、本日お配りしています資料の確認をお願いいたします。

次第、裏面が出席者名簿となっております。資料1、資料2、その後ろに資料2の別添

1、別添2、資料3、資料4-1、4-2、その後ろに別添、あと、参考資料1から3でございます。過不足等ございましたら、お知らせください。

では、本日の会議の進行についてですが、鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員設置要綱第4条の規定により、県は出席する審査専門委員の中から座長を選任することができるとされております。本日の会議の座長は前回に引き続き、廃棄物の処理を御担当いただく山田委員にお願いさせていただきたいと考えております。

それでは、今後の進行を山田座長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。
○山田座長 それでは、今回も私が座長を務めさせていただきますので、皆さん、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速、議事進行させていただきますが、まず、議事に入る前に、この会議の公開の在り方について県から説明をお願いいたします。

○福田課長補佐 鳥取県の福田です。

この会議につきましては、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しております産業廃棄物最終処分場に係る審査設置許可審査に関し、委員の皆様のそれぞれの御専門の分野の見地から御意見をいただくものですが、本事案は地元の関心も高いことから、透明性を確保することが必要であると考えておりまして、公開で行うこととしております。

会議の公開に当たりましては、事前に確認いただいております傍聴要領によるほか、必要に応じて委員の皆様の御意見を伺いながら円滑な会議運営に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。

○山田座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まずは、議題の1番、審査専門委員からの個別意見聴取の内容についてです。前回の会議以降に私も含めて、各委員の先生方から個別に意見聴取を行ったと聞いていますので、その内容について、県から御説明をよろしくをお願いいたします。

○小寺課長 それでは、資料1を御覧ください。これまでの審査経過について簡単に説明いたします。

7月19日に第1回の会議を開いて、それ以降、7月29から10月1日にかけて、各審査専門委員の皆様から個別意見聴取をさせていただきました。この後、資料2で、その概要について報告させていただきます。

また、8月19日までに周辺住民などから利害関係者からの意見書として、42名の方から意見書の提出がありました。こちらのほうは後ほど資料4で説明をさせていただきます。

また、8月23日には関係市長ということで、米子市長から意見書を提出していただきました。

2番の今回、第2回の会議の趣旨ですが、個別に行いました委員の皆様からの意見聴取の内容について、全委員で共有させていただきまして、米子市長、利害関係者の方々の意見、これらの意見に対する申請者の見解をお示しして、改めて各委員から申請内容等に関する質疑及び意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○福田課長補佐 福田です。

引き続きまして、資料2を御覧ください。第1回の会議以降、各委員の皆様から専門分野を絞って個別に意見聴取、ヒアリングを実施させていただいております。第1回会議に御欠席であった遠藤委員におかれましても、別途現地を御確認いただき、ヒアリングを実施させていただいております。

個別ヒアリングにおきましては申請者にも出席をいただき、質疑応答などの対応をしていただいております。各分野でのヒアリング結果の概要につきまして、資料2のとおり整理をさせていただいております。簡単に御説明を申し上げます。

1ページ目を御覧ください。まずは、山田座長でございます。主に廃棄物の処理ということで、全体的な視点で御確認をいただいております。

No. 2、3、4あたりになりますけれども、水処理施設等のメンテナンス方法などの確認等がございました。それに対し申請者は、十分な調整槽容量を確保、水処理施設を一時停止してメンテナンスをするであるとか、調整槽は3分割している、複数ポンプの交互運転で定期的なメンテナンスを実施するといったようなこと。また、浸出水集排水管につきましましては、カルシウムスケール対策として十分な大きさの管径、カメラ等による確認といったようなことを行うことも考えておられるというようなことの説明がございました。

No. 7あたりになりますけれども、Ⅰ期、Ⅱ期の埋立て、底面部の地下水などを別々に検査ができるかといったような御確認もございました。それに対しましては、異常時に必要に応じて別々に検査が可能といったような説明。

また、No. 10あたりになりますけれども、委員の方からは威圧感を与えないような景観に配慮した囲いが望ましいといったような御意見。

11、12のあたりで、有機系の悪臭は埋立て状況からあまり考えられないが、石膏ボード埋立てによる硫化水素発生の可能性があるため、埋立て方法で、そもそもの悪臭の発生を防止するといったような考え方も必要だということ。

このような処分場の設計思想と維持管理は一体的に考える必要があり、明文化して、組織内で十分に共有することが重要であるといったような御意見をいただいております。それに対しまして申請者の方は、管理運営マニュアル等で明文化して共有するといったような考え方を示されております。

なお、14ですけれども、地下水集排水管、浸出水処理工程、地表水流入防止対策といったようなことにつきましては、特段の指摘はないということでした。

続きまして、中田委員でございます。3ページを御覧ください。主に大気質、悪臭の現況把握、予測結果、環境保全措置、モニタリング計画は妥当であるかといったようなことにつきまして、御確認をいただいております。

No. 1、2あたりになりますけれども、稼働中の隣接一般廃棄物処分場の影響などについての御確認がございました。それに対しまして申請者は、埋立て作業に伴う粉じん、降下ばいじんの予測をしており、一般廃棄物処分場が稼働中の状態で現況の観測をしていること。一般廃棄物と産業廃棄物では粉じんは大きな違いはなく、施設外への影響を及ぼすことはないと考えているといったような内容の御説明がございました。

No. 3あたりになりますけれども、また大気モニタリングの頻度などについての確認等もございました。

なお、No. 4ですけれども、大気質に係る現況把握、予測手法に違和感はない、即日覆土、散水、モニタリング計画などは妥当であるといったような御意見をいただいております。また、悪臭につきましては、搬入とかの悪臭の確認方法等についての御確認がございました。申請者の方では、日常的には人の嗅覚に基づく確認、定期的には機器分析、そういったようなことは管理運営マニュアル等で明らかにしていくというような説明をされておられます。

捲っていただきまして、No. 6で、悪臭の現況把握で予測手法といったものに違和感はない。即日覆土、消臭剤の準備、モニタリング計画などにつきましては、特に妥当であるというふうに考えられるというような御意見をいただいております。

続きまして、ラン委員でございます。4ページを御覧ください。主に騒音・振動の現況把握や予測結果、環境保全措置、モニタリング計画は妥当であるかといったような点で御

確認をいただいております。

N o. 1、2あたりになりますけれども、当初から防音壁は設置しないのか、目標とするB地域というのはどういうものなのかといったような御確認がございました。それにつきましては申請者の方で、当初から防音壁は設置するが、必要に応じて追加措置を考えているということを説明したものであるといったことや、当てはめ地域に関するものには、生活環境影響調査書の記載に基づいて説明をされておられます。

なお、N o. 3ですけれども、騒音予測の条件、これにつきましては、断面的な位置関係について、説明図があった方が理解しやすいというような御意見がございまして、捲っていただきまして、N o. 4の方に予測における条件、これを断面的なイメージで示したものを付けられております。

続きまして、N o. 5、6あたりになりますけれども、夜間作業の可能性であるとか、予測における現況値、こういったものの内容についても御確認がございました。また、騒音・振動の予測に対する内容につきましては、特に違和感はない、環境保全措置も追加対応方針もあり、妥当であるといったような御意見をいただいております。

続きまして、島田委員でございます。5ページを御確認ください。主に水質の現況把握や予測結果、環境保全措置、モニタリング計画、浸出水処理工程など、こういったものが妥当であるかというようなところを御確認いただいております。

N o. 1ですけれども、埋立て廃棄物の構成比率の変化に伴う浸出水の水質の変化の可能性、こういったものにつきまして考え方を確認なされております。それにつきまして申請者の方では、RO膜処理など高度処理設備等があり、多少の水質変化には対応可能であるといったような内容について説明をされておられます。

捲っていただきまして、N o. 2ですけれども、水質に限らず施設の稼働後、様々なデータを取得されると思われますけれども、それらを単に蓄積するだけでは意味がなく、変化の状況であるとか、その傾向といったものを確認し、把握した変化や傾向に対する対応を検討する体制が必要であるといったような御意見をいただいております。

また、N o. 3ですけれども、生活環境影響調査での予測計算で問題がなくても、将来の受入れ廃棄物や降水状態、これらの変動があるため、しっかり監視しながら柔軟に対応できる体制の確保が重要であるというような御意見がございました。これにつきましては申請者の方では、管理運営マニュアルなどで、検討体制を含めて対応を検討されるというようなことを説明されておられます。

4、5、6あたりになりますけれども、近傍河川であるとか、地下水、放流水など、これらのモニタリング結果の情報公開等についての御確認もございました。

また、N o. 7になります。異常時における住民へ至急のお知らせとか必要になると思われますけれども、そういったお知らせなど連絡体制の確保が必要で、住民と運営側（処分場設置者）双方が把握しておくことが重要であるといったような御意見。

また、N o. 8ですけれども、水質の現況調査、原水設定、予測、これらに違和感はないが、今後の変化に対応できるよう、保全措置や維持管理の考え方をしっかりと持つことが重要であるといった御意見をいただいております。

なお、捲っていただきまして、N o. 9、水処理工程、こういったものに不足や問題はないと感じられるというような御意見をいただいております。

続きまして、乾委員でございます。7ページを御確認ください。主に地下水の現況把握や予測結果、環境保全措置、モニタリング計画、地下水集排水設備などが妥当であるかといったようなところについて御確認をいただいております。

N o. 1、2、3あたりになりますけれども、Ⅰ期とⅡ期の境界部の下の地下水の集水状況、既設の一般廃棄物の処理施設の地下水集排水管の能力が足りるのか、地下水位の季節変動等といったものについて御確認がございました。これらにつきまして申請者の方では、地下水集排水管の構造であるとか、既設管の流下能力に問題がないといったこと、季節変動は地下水調査会の結果等から、少ないであろうというようなことを説明されておられます。

N o. 4あたりになりますけれども、処分場掘削により上流側の周辺井戸の水位低下の可能性についてはどうだろうかというような御確認もございました。現地の地形や影響範囲の推定などから、水位低下の影響は軽微であると考えているといったような旨の申請者の方の説明がございました。

捲っていただきまして、N o. 5、遮水工に楊圧力がかかるような可能性であるとか、表面水の流下を考慮した地下水排水管の設計となっているのかといったようなところについての御確認等もございました。これに対しまして申請者は、底面全体に地下水集排水管を配置していること、流入する雨水は50年確率降雨で設計しているというようなことで、説明をされておられます。

また、N o. 6、モニタリング井戸の設定の考え方についての御確認。

なお、N o. 8、9あたりになりますけれども、地滑り防止、沈下対策等の安全性、こ

れらについては、現時点では気になる点はない。また、腐食防止対策についても硫酸塩に配慮した設計であるということで、妥当であろうというような御意見をいただいております。

続きまして、遠藤委員です。8ページを御覧ください。主に処分場の各種構造、設備等が妥当であるかといったところで御確認をいただいております。

なお、No. 1ですけれども、第1回会議、7月19日の会議での確認事項について、申請者の方で、後ろに付けさせていただいておりますけれども、資料2の別添1により説明や回答等をまずはされました。その内容、細かくは御説明差し上げませんが、それを受けまして、さらに質疑等を行われております。

捲っていただきまして、No. 2ですけれども、スケール対策につきまして、集排水管の有孔部がスケールにより徐々に閉塞するような事例が多いと思われるが、対策や維持管理についての御確認がございました。これにつきましては申請者の方では、有孔部が閉塞するような状況は想定してないけれども、浸出水量や水質状況を確認し、カメラ挿入による点検などを通じて実施すると。閉塞が確認された場合は、高圧洗浄であるとか薬剤による溶解等によりスケールを除去するというようなことも検討するというような御説明でした。

No. 4、5あたりになります。遮水工の構造につきまして、二重遮水シートとベントナイト混合土の3つの遮水層、これらは全て重要だという申請者の説明でしたけれども、そうだとすると、シート間にベントナイト混合土を挟み込むと、締固め施工の際に下部遮水シートに動的負荷がかかるため、下部遮水シートへの影響を考慮した施工管理が大変ではないかという御意見で、ベントナイト混合土を最下層とすれば、そういった下部シートへの影響は比較的気にしなくてもよいけれども、そのリスクとシート間に挟み込むことで得られるメリット、その関係をどのように申請者の方では考えておられるのかという御意見。それに対しまして申請者の方では、メリットとしては二重シートの同時破損リスクの低減、破損時のトラベルタイムを確保し、原因究明の時間確保が可能となると。リスクに関しましては、下部地盤の不陸整正の徹底であるとか、施工前の試験施工によって対応が可能であるというふうなことの説明がございました。それに対しまして委員からは、試験施工の実施においては、シート間にベントナイト混合土を挟み込む場合の下部遮水シートへの影響を、いろいろな不陸条件等の試験条件で確認する必要があるという御意見がございました。

なお、この点につきまして、個別ヒアリングの後に申請者の方から遮水構造を一部変更

するというふうに聞いております。この点につきましては、別途説明をいただく予定としております。

捲っていただきまして、N o . 6、地下水異常時に地下水を水処理施設で処理する場合の想定地下水量の確認であるとか、N o . 7、放流水の水質に係る上乘せ基準について情報を蓄積し、処理前の原水水質をできるだけよくするような取組をしていただきたい、これはやろうと思わなければ絶対できないといったような御意見をいただいております。

また、N o . 10、11あたりになりますけれども、受入れ時の蛍光X線スクリーニングの目的などについての御確認もございました。蛍光X線のデータベース化などはよい取組であり、埋立て処分に関する知見等が得られる取組、これを民間にも広げるような前向きな対応があると、公共関与施設としてよりよいのではといったような御意見もございました。

N o . 12ですけれども、遮水シートでございます。遮水シートにつきましては、遮水シートの材質がポリエチレン系であり特段の問題はない。耐久性についても申請書記載内容で根拠資料としては十分と感じられますけれども、耐久性以上に熱溶着、そういったような施工が極めて重要であるというような御意見をいただいております。

捲っていただきまして、N o . 14です。石膏ボードの埋立てに関しては、硫化水素の発生メカニズム等を考慮しながら埋立て管理手法を考えることが必要であると。これに対しましては管理運営マニュアル等で明確にし、維持管理を確実に実施するというような御説明でございます。

N o . 15です。沈下対策工としての砕石置換とプレロードの併用について違和感はないと。シートはある程度伸びるため、許容沈下量を10センチ程度で設定されていることは妥当であろうというような御意見。

また、N o . 16、一般廃棄物処分場の堰堤の沈下予測については、適宜実測結果に基づいて解析を修正、確認しながら沈下対策を進めることが必要と。また、地下水集排水設備の配置については、現地の湧水、その発生状況等を見ながら必要に応じて確実に排水できるよう再検討なり、季節変動にも配慮することが必要であるといったような御意見。

最後、N o . 21、22のあたりですけれども、中間覆土上の雨水排除の考え方など、こういったものを整理し、埋立て管理を確実に実施されるよう、明文化しておくことが必要であるといったような御意見をいただいております。

続きまして、小野委員でございます。12ページを御確認ください。主に地盤の地滑り

防止や沈下防止対策、地震に対する安全性、こういったような点について妥当であるかといったような点で御確認をいただいております。

N o. 1、地滑り防止工の設計等については、特に問題はないといった御意見をいただいております。

また、N o. 2ですけれども、一般廃棄物処分場との境界堰堤について、プレロードによる経過観察において沈下量が想定を上回る場合、そういった場合の対応についての御確認がございました。これにつきましては申請者の方では、一般廃棄物処分場堰堤下部の廃棄物を強固なものに置き換える計画であり、許容沈下量10センチを超えるようなことは想定されてないが、仮に許容以上の沈下が見込まれるような場合は、必要な対策を講じるという考え方を示されております。

また、捲っていただきまして、N o. 5ですけれども、構造物の耐久性の観点から地下水が多い場合、長期にわたりしっかり水を抜く、入らないようにすることが必要であるという御意見がございました。

なお、N o. 6ですけれども、集水ピットの点検などにつきまして、コンクリートの腐食防止について適切な維持管理を行い、機能を維持することが重要であるというような御意見をいただいております。

続きまして、深田委員でございます。13ページの下になります。主に施設の設置、維持管理を的確に、かつ継続的に行うに足る経理的基礎を有しているかといったような点について御確認をいただいております。

この分野につきましては、前回会議において、会議資料に十分な根拠資料が添付されていなかったことがございまして、改めて申請者の方で申請書類等を基に、建設が国や県の補助や県からの借入金による費用確保といったようなもの、借入金は処分料収入で返済することを想定しているといった資金や資金調達等の内容について申請者から説明をされておられます。

委員の方からは、N o. 2以降になりますけれども、既存の借入金の返済方法の確認であるとか、捲っていただきまして、N o. 3になりますけれども、建設費の積算、資金調達方法、こういったような内容についての御確認がございました。また受入れ量の将来見込みであるとか、処分料の単価の設定方法などについての御確認もいただいております。

N o. 13、14あたりになりますけれども、事業費の積算は、複数事業者の見積りや県の単価などの積み上げといったような説明には違和感はないということ。また、資金調

達計画につきまして、単価と年数から利益見込みを算出するといった考え方は理解できるが、今回の事業は建設費等、様々な部分で県費等の投入が前提であることを踏まえると、任意による会計監査人による監査など、適正、健全な経理の確保のための取組を検討することが望ましいといったような御意見をいただいております。

最後、No. 15ですけれども、経営再建について、経営再建計画どおりに進むことを前提に、持続的な経営改善の見込みはあるというふうに考えられるというふうな御見解をいただいております。

簡単ではございますけれども、資料2の説明とさせていただきます。

○山田座長 ありがとうございます。

それでは、先ほど御説明がありました申請書の修正について、遮水工についてですね、申請者から補足説明があるとのことでしたので、説明をよろしくお願ひしたいと思います。

○環境管理事業センター岡本理事長 環境管理事業センターの岡本でございます。申請書の修正について補足説明をさせていただきます。資料2、別添2の設置許可申請の一部変更についての資料を御覧ください。

冒頭の枠囲いの中ですが、提出しております申請書に添付した資料の一部にこのたび変更を加えるということとして、現在、該当資料の変更作業中でございます。作業が完了後、近日中に県に修正に係る資料について、提出させていただく予定でございます。

変更の内容ですが、底部遮水工の構造の一部変更でございます。具体的には、変更点の概要に記載しておりますが、遮水工の構造は現在の申請書では、御覧の図の左側のように、上下の遮水シート間に、ベントナイト混合土を敷設する構造でございます。先ほども説明がありましたが、遠藤委員からは施工上の改善を図る観点からの御指摘をいただいております。センターとしてはこの御指摘を踏まえまして、今回見直しを行うこととして、右の図にありますように、下部遮水シートをベントナイト混合土の上部に敷設する構造に変更するものでございます。遠藤委員からの御指摘は先ほどの御説明にもありましたが、ベントナイト混合土をシート間に挟み込むと、混合土の締固めの際に下部のシートに動的負荷がかかるため施工管理が大変ではないか、そういったこと。そして、混合土を最下層に設置して、その上に下部遮水シートを設置する方法であれば、締固めのときに下部遮水シートへの影響を気にする必要がないこと。また、混合土をシート間に挟み込む場合には、不陸整正、締固め時の施工が現地で可能か、様々な条件により確認する必要があるといった内容でございます。

センターでは、現構造で施工の難しさがあることを想定していたわけですが、今回、遠藤委員からの御指摘を受けまして、再検討を行いました。その結果、下部シートの上部にベントナイト混合土層を敷設する現構造は、遮水工の安全性については問題ないと考えておりますが、現場で施工する際には丁寧かつ緻密なベントナイト混合土の敷設作業が求められることなど考慮いたしますと、施工上の改善を図る観点から、下部遮水シートをベントナイト混合土の上部に敷設する構造に変更して、施工性を改善することとしているところでございます。なお、3重の遮水工の構造であることや電氣的漏えい検知システムの設置については、これまでどおりで変更はございません。以上でございます。

○山田座長　ありがとうございました。

それでは、皆様に行った個別ヒアリングと、それから申請者の回答、それからもう一つ、申請者からの申請書の修正の予定について説明がありました。

では、これらについて、もう大分意見は言っていますけども、何か補足することとか、ございますでしょうか。いかがでしょうか。特になしでよろしいでしょうか。

○遠藤委員　遠藤です。

○山田座長　よろしくお願いします。

○遠藤委員　よろしいですか。

マニュアルに明文化するという御回答が幾つかあったと思いますけれども、明文化していただく際に、丸々のためとか、何々のためという理由を明確に同時に記載していただくことが重要なと思います。維持管理の期間って非常に長いので、今議論していて、今の人たちは皆さんなぜ書いたかを覚えていると思うんですけど、将来的にその記憶を継承するという意味で、もし理由等を明確にするように御配慮いただければいいかなというふうに思いました。

あと、最後に御説明のあった遮水工の変更ですけれども、上部、下部遮水シート、二重遮水シートが上にあってベントナイトということで、私はこの形は非常に施工がしやすいのではないかなというふうに思いますし、施工管理が圧倒的に楽になるのではないかなという気がしております。漏水検知システムもベントナイト混合土と接していないので、いわゆるベントナイト混合土、水を持っている層の上で漏水検知は誤作動しやすいかなという気がしますので、今のようにシート、シートの間で漏水検知する形ですと、維持管理の負荷も軽減するのではないかなというふうな気がいたします。以上です。コメントです。

○山田座長　ありがとうございました。

何か回答等、ございますでしょうか。

○環境管理事業センター岡本理事長 御指摘のとおり、マニュアルについてもしっかり、なぜかというところは重要だと思っておりますので、そのような形で作成したいと思います。

○山田座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

私から1つ、追加的なあれなんですけども、災害廃棄物は一般廃棄物なので、あんまり入ってこないかもしれませんが、特例で入ってくることもありますよね。そういったときにどのような対応を取られるかっていうのは、今考えておられますでしょうか。

○環境管理事業センター奥田課長 まだ災害廃棄物の取扱いについては、こうしようというところは決めておりませんので、この場での御回答は難しいかなというところで、御承知おきいただければと思います。

○山田座長 また、ぜひそういったところもお話を聞かせていただければと思います。昨今そういう話はたくさんあると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

乾委員、お願いします。

○乾委員 すみません、私の専門のところではないんですけど、お聞きして少し思ったところが、山田座長からの御指摘のNo. 4のところで、スケール対策、前回少し指摘はさせていただいたんですけども、何か起きたときにカメラで確認するようなメンテナンスとあるんですが、メンテナンスは、もし何かあったときに、作業性がきちんと確保され対応ができるということであり、現況確認ができるということとは違うような気がするんですけど、その辺りは大丈夫だという理解でよろしいでしょうか。

○環境管理事業センター奥田課長 一番ケアしておかないといけないところが、ピットに結合する部分のスケールというところだと思います。それに関しましては、ピットの中に人が入れるような格好にしてありますので、そういったメンテナンスについては可能かなというふうに考えています。

○乾委員 分かりました。

それと、もう1点よろしいですかね。

○山田座長 どうぞ。

○乾委員 すみません、確認なんですけど、底部遮水工の構造変更される件で、遠藤委員が

おっしゃるように、こちらの方がいいと思っているんですけど、碎石置換されるところというのは、碎石層の上にプレロードを最初されて、プレロードを除去されたときに表面に碎石層が出るようなことはありましたか。今、図面を見てたんですけども、もしそういうのがあれば、混合土の施工のときに留意が要ると思ったんですけども。

○環境管理事業センター奥田課長　そうですね。前の図で行きますと、右の図で、基礎地盤というところに関して碎石置換が入る部分もございます。ですので、その養生というところは考えながら、例えば真砂土を敷いてきれいにした上でベントナイトを打つとか、そういったところの配慮は要るかなというふうに考えてます。

○乾委員　そうですね。気になりましたので、コメントだけさせていただきました。ありがとうございます。

○環境管理事業センター奥田課長　ありがとうございます。

○山田座長　ありがとうございます。

ほか、何かございますでしょうか。

特になさそうな感じですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、この議事は終わりにしたいと思います。

次の議題は、米子市長の意見及び利害関係者からの意見についての御説明でございます。よろしくお願いいたします。

○山下衛生技師　鳥取県の山下です。米子市長意見を御説明いたします。資料3を御覧ください。

県はセンターから設置許可申請を受けて、廃棄物処理法第15条第5項に基づき、関係市町村の米子市長に対し当該施設の設置に関し、生活環境保全上の見地からの意見を聞いております。

それに対し、米子市からは令和6年8月23日付で、「本市としては生活環境保全上の見地からの意見はありません」との回答に加え、県が生活環境の保全について適正な配慮がなされているか厳正に審査し、確認されること、また、地域住民の思いを踏まえた地域振興事業の実施に関する配慮について要望する旨の意見を受けております。

資料3は、その意見及び申請者の見解の概要を載せたものです。また、米子市は回答に当たり、センターの当初計画や県の地下水等調査会などのいずれの段階においても、生活環境の保全上の影響に関する問題がないこと、また、関係6自治会全てにおいて、センターとの環境保全協定の締結に同意し、関係自治会が関与して継続的に生活環境を保全する

取組を行われる体制が整っていることを確認されており、そうした内容について市議会への説明なども経て、県に回答されています。

意見には、地元自治会からの聞き取り概要が別紙として添付されており、それらのうち設置許可申請に係る事業計画及び維持管理に関する計画などに対する意見及び申請者の見解について御説明いたします。

まず、意見概要ですが、近傍を流れる塩川の水質検査について実施回数等の充実をお願いしたい、また、最終処分場の搬入経路の交通安全対策、渋滞対策をお願いする。水質検査の結果などの数値をできるだけ分かりやすく示してほしい、また、いい施設を造っていただくということで了解しており、最後までしっかり対応してほしいといった意見でございます。また、それらに対して申請者の方は、塩川の水質検査については安全性を確認していただけるよう、引き続き実施する。その結果や周辺地下水の水質結果などの施設維持管理に係る情報については、ホームページ等を使って示されるということです。また、搬入経路の交通安全対策などについては、搬入事業者への周知徹底をはじめ、施設運営の安全管理を徹底し、周辺住民の方々にとって安心・安全な施設となるよう、万全の体制を進めていくと見解を示されています。

米子市長の意見について説明は以上です。

○田代係長 引き続きまして、利害関係者からの意見について説明をさせていただきます。私、産業廃棄物処理施設審査課の田代と申します。

まず、利害関係者からの意見というものについてですが、資料４－１に書かせていただいていますけれども、廃掃法の第１５条第６項、これに基づきまして、産廃処理施設の設置に関して利害関係を有する者は、縦覧期間の満了の翌日から２週間の期間、その期間の間に、知事に対して生活環境保全上の見地からの意見を提出することができるというふうにされております。

今回の申請の縦覧期間については資料１に記載してありましたけれども、７月５日から８月５日、この一月間、縦覧を県庁や市役所、関連施設、それから地元の公民館など、合計１５か所で縦覧を実施させていただきました。今日、お示しする意見については、その縦覧期間終了の日から２週間の間に提出のあったものを整理させていただいて、お示しさせていただくものでございます。

資料４－１の３行目に記載してありますけれども、今回、意見書の提出があったのは合計４２名の方から御意見を頂戴しております。意見の件数としては、これは事務局の区分に

よるまとめになりますので、まとめ方としてはいろいろあるとは思いますが、96件の意見が提出されているというふうに認識をしております。

42名から96件ということですので、1名当たり2件強、程度に見えますけども、多い方は1人で40件ぐらい意見を出されている方もおられましたし、逆に全く同一文の意見というものも複数ありましたので、この複数の同一文章の意見については、合わせて1件というふうなカウントをさせていただいて、その合計が96件というカウントの仕方をしております。

また、法律上は、先ほど申し上げましたとおり、生活環境の保全上の見地からの意見、これを提出することができるかとされていますけども、今回提出されてきた意見の中には、この生活環境の保全上の見地以外の意見というものも含まれております。ただ、事務局としては、これらの法で求めている以外の、生活環境保全上の見地以外の意見についても、96件の中には件数としてカウントをさせていただいているところです。

続きまして、事務局の方でこれら96件の意見を大きく12個の項目に分けて集計をさせていただいております。項目としては、資料4-1の2つ目のポツに記載しておりますけども、大気質・悪臭、騒音・振動、水質・地下水・土壌等、全部で12個の項目に分けて整理をさせていただいております。ただ、この中には、意見の中に複数の項目、大気と維持管理にまたがるような御意見みたいなものもございましたので、そういうものに関しては、複数項目に重複して掲載させていただいているというところです。

これら意見について件数も多いということと、まとめ方をどのようにするのがいいかなということでもいろいろ検討してみたんですけども、資料4-1と4-2、こちらにまとめております。まず、説明に入らせていただく前に、資料の見方を簡単に説明させていただきますと、利害関係者からの意見ということで、資料4の種類が3つ、今、皆様のお手元にお配りをさせていただいております。資料4-1というもの、これは項目別／概要というふうにタイトルに書かせていただいておりますけども、先ほど御説明させていただいたとおり、寄せられた意見を事務局の方で項目ごとに分類しまして、一番左側の欄に項目ということで、先ほどの(1)の大気質・悪臭という項目名を記載させていただいております。右側に申請者等の見解の概要、これを事務局においてまとめたものを記載させていただいております。また、真ん中の通し番号、この通し番号というのは、資料4-2の方を御覧いただきますと、一番右に通し番号という番号が振ってあると思うんですけども、資料4-1の通し番号と資料4-2の通し番号というのはリンクするように設定させていただい

ております。資料４－１は事務局の方で意見、住民の利害関係者の皆様からいただいた意見、それから申請者からの見解について、概要として取りまとめておりますので、皆様から寄せられた意見については、資料４－２に全文を掲載させていただいております。資料４－１は、意見を出された意見者ごとに整理したものになっておりまして、左側に寄せられた意見の原文をそのまま掲載しておりまして、それに対する申請者からの見解、これも原文のままですけども、それを右側に記載させていただいているということです。

それと、もう一つ、資料４に関連する資料として、写真のような資料ですね。今、画面の方に写していますけども、意見書４１の添付資料というふうに左肩の方に書かせていただいておりますけども、意見書を提出いただいた中の４１の意見書の中に、これらが参考資料ですね、本文の中でこういう資料が今まで出ているんですよということで、参考資料として添付されておりましたので、意見書の添付資料として提出された資料についても、今回このような形で皆様に御確認いただいているというところでございます。

それから、先ほど複数の項目に対してまたがっている意見もあるということで、一例を申し上げますと、資料４－１の１ページ目を見ていただきますと、大気質・悪臭の②に通し番号９番という、豪雨、災害時の埋立処分について、即日覆土が不可能ではないかという御意見があると思うんですけども、これを資料４－２のほうで見ていただきますと、４ページ目の中ほど、意見書３番目の方の③の意見になります。これに対しては、項目を見ていただくと、大気質・悪臭に加えて、維持管理という項目になっております。同じように、資料４－１に戻ると、先ほどの大気質・悪臭に通し番号９があるんですけども、５ページ目の維持管理の方、こちらにも同じ通し番号９というのを掲載させていただいております。複数の項目にまたがるものについては、このような形で概要の方には掲載して、それぞれの項目ごとにこんな意見があったなということを見やすいような形で整理をさせていただいているということです。資料の見方については以上でございます。

前置きが少し長くなりましたが、それでは、資料の中身について概要を簡単に御説明させていただきます。項目が多岐にわたりますので、端折りながらにはなるかとは思いますが、それぞれの意見のポイントについて委員の皆様にお示しさせていただきます。

この資料、利害関係者からの意見については、あらかじめ委員の皆様には、事前の意見聴取の際に寄せられた意見は御提示させていただいていたところなんですけども、その際には、今、右側に記載してあります申請者等の見解は口頭でさせていただいておりますので、今日、文章という形にさせていただいておりますので、改めて概要を説明させていた

だいて、意見をお聞きできればと考えております。

それでは、今日は資料４－１の概要版、項目別／概要、これを基にして説明をさせていただきますと思います。資料４－２に通し番号の方でリンクを取っておりますので、必要に応じて全文の方も御確認いただきながらお聞きいただければと考えております。

まず最初に、大気質・悪臭の項目についてでございます。大気質・悪臭については、その中でさらに小項目として、大気質への意見、石綿含有廃棄物への意見、埋立てガスへの意見という３つの項目に分けさせていただいております。大気への意見としては５項目、５件の意見が提出されておまして、主に処分場内からの大気や粉じん、その広がりに対する意見でございます。そういう粉じんが広がったときに、周りへの影響があるんじゃないかという御意見になるかと思っておりますけども、申請者からは、これに対しては、即日覆土や散水、それにより飛散防止措置を行うこと、それからガスの発生に対して、排除を行うことなどが対応の見解として示されているというところでございます。

続いて、中ほどの石綿含有廃棄物への意見としては２件の意見が寄せられていますけども、いずれも石綿含有廃棄物について埋め立てるべきではないというような御意見になっております。申請者からの見解としましては、まず、非飛散性の石綿含有廃棄物は法令に従って適切に埋立てを行っていくと、これについては受入れを行っていくというものになっておりますけども、飛散性のアスベスト、石綿含有廃棄物については、特別管理産業廃棄物に該当するというものですので、今回の産廃処分場の計画の中では受入れを行わないものになっているということで、見解を示されております。

続いて、埋立ガスへの影響に関しては、これも２件の御意見をいただいております。この御意見に関しては、どちらも意見者さんに勘違いがあるような内容でございまして、メタンガス対策の記述もありということが意見者さんの中にはありますけども、申請者の申請の中にはメタンガスに対する対策というものは示されておりません。それから、排ガス処理施設は必要ではないかということなんですけども、ここで言う排ガス処理施設というのは有毒のガス、そういうものが発生したときの除害施設、これを示すものですので、今回有毒ガスの発生ということは想定、今のところはされていないということで、基本的には埋立地内から発生するガス、これについては適切に放出するような、埋立ガスの処理施設、これを設置するというような回答でございます。

２ページ目に移っていただきまして、次の項目として、騒音・振動の項目を整理させていただいております。騒音・振動に関する御意見としましては、２件の御意見が出されて

おります。意見者の方からは、生活環境影響評価、アセス、こちらの評価に関する御意見かと思えますけれども、施設の建設時や隣接する一般廃棄物処分場、こちらの稼働時も含めて評価すべきではないか、これは先ほど専門家の先生の質問のところでも同じようなことがあったんですけれども、申請者は、一廃処分場が稼働している状況において、今回の生活環境影響調査は実施されていますので、一廃処分場の影響も配慮した評価となっております。それから、産廃処分場建設中の影響はどうなのかというような御意見も出ていらっしゃるんですけれども、建設中については、アセス上はそれの評価をするというルールがないんですけれども、建設中についても、申請者の方は極力そういう影響がないような配慮を行っていくということで回答をされております。

また、騒音・振動の2番目ですけれども、こちらは搬入車両に対する交通安全や環境問題、これに対する御意見になっています。受入れの車両、搬入の車両については、搬入ルートを厳密に指定するとともに、万が一、搬入事業者がそれを守らなかった場合には、嚴重注意や、場合によっては搬入の停止などの措置を取られるということで回答をされています。

続きまして、2ページ目の3番、水質・地下水・土壌の項目になります。これは県の方でも地下水等調査を実施させていただいたように、住民の皆様から特に不安の声が大きかった項目であります。ということで、全体的に件数も多くなっておりまして、小項目でいうところの水質への意見、これに対して13件、それから次のページに移りますけれども、地下水流動への意見、こちらが7件、それから水源地への影響、これに関する意見が16件提出されております。

2ページに戻っていただきまして、水質についての意見でございますけれども、これは環境影響調査書で示された申請者の調査結果に対する疑問、数値等の疑問、それから最近報道などでも時々ピックアップされているんですけれども、PFASというフッ素化合物の対策に対する意見、また、意見の6番とか7番、8番のあたりでは放流水に対しての意見、このような水質に関する意見が提出されています。水質に関しては、主に今の3項目のような意見が提出されているところなんですけれども、申請者からの回答ではございますが、水質に関する調査結果、これについては、意見者さんからの意見では、今回が産廃と一廃で供用する施設があるということで、それぞれがきちとした管理ができないんじゃないかというような御意見を寄せられているところです。これについて申請者からは、一廃と一部施設、確かに共有はしてはいるんですけれども、水処理施設とか、そういったものは独立して設置することになっていますので、それぞれ別々に水質評価を行うことは確実に実

施できるとされております。

それから、P F A Sの問題です。意見の3から6になるんですけども、フッ素化合物の管理については、現在のところはこれについてまだ国において、水道水や食品に関する実態調査が行われている段階で、国内でも明確なルールがまだ定められていないというところなんです。ですので、今回、これに対して何かの対策というのが、現時点では想定はされていないんですけども、今後、方針等が決まった際には対応をもちろんされていくということと、申請者独自の考え方として、自主的な管理方法に基づいて、受け入れない方針ということで見解を示されています。ただ、この受け入れない方法、どのような方法でやるかというところについては、現在まだ検討中ということであります。また、万が一、このP F A Sがこの処分場に入ってきた場合に関してどうなのかというところなんですけども、有害なP F A Sを含む廃棄物が搬入されたとしても、今回の浸出水は放流する前に水処理施設の中で活性炭処理、それからR O膜処理という高度な水処理を行うということで、結果的にはP F A Sに対しても浄化が可能であるというふうに示されておられます。

それから、最後に、7番以降の下流への放流水の影響ということなんですけども、下流水路への影響については、健康や生活環境への支障がないということを前提とした環境基準や放流基準というものが定められております。ですので、今回の水処理施設の中で、この環境基準や放流基準を満たすような水処理を行った上で放流する、これによって下流で取水する農業用水や土壌へも影響しないという、このような見解が示されているというところなんです。

続いて、3ページ目の中ほど、地下水流動に関する御意見ですけども、これは複数の帯水層、これは県の地下水等調査会の中で示された結果に基づく御意見かと思えますけども、計画地周辺では複数の帯水層があったり、水源地でモニタリングを行う必要性、それから異常時の対応、このような内容に関する意見が出されております。また、これは構造にも関連してくるところですけども、軟弱地盤対策を今回行われるということで、軟弱地盤対策を追加したとき、それによって地下水の流れに影響を与えるのではないかというような懸念というような御意見が寄せられています。これに対しまして申請者からは、モニタリングに関しては、意見としては第3帯水層まで全てモニタリングが必要じゃないかというような御意見があったところなんですけども、処分場から万が一、浸出水が漏れ出すようなことがあったとしても、それはまずは第1帯水層に入るということで、それを対象としてモニタリングを実施するという見解が示されております。また、万が一、異常が発生し

た際には、直ちに受入れを中止して、周辺の関係自治会、それから関係機関へ通報するとともに、原因究明や必要な措置を取るということが示されております。

それから、軟弱地盤対策による地下水への影響に関してなんですけども、今回、申請者が想定されている対策方法、載荷、プレロードですね、プレロード工法や砕石置換による対策、これらは地下水の透水性や水質を考慮の上、影響のない工法を採用しているということで、これらの軟弱地盤対策が地下水の広域的な流動に影響を与えることはないというような見解が示されております。

最後に、地震時に地盤の変動があつて、地下水の流れが変わるのではないかという御意見があつたことに対しては、地震時、当然何か変状がある可能性はありますので、自然災害の発生にも対処するような施設設計、これは地震に対してどれぐらい施設が安全かというような設計をされておりますし、また、維持管理の計画として、地震時にどのような対応を行っていくかということを定めているというような見解が示されております。

3 ページ目の下の水源地への影響に関する意見でございます。水源地の影響について、これは以前から皆様が不安に思っているところは大きかったところなんですけども、周辺に複数の水源地、特に米子市の水道水源となっている福井水源地、これに影響するのではないかというような御意見、それから遮水シート、処分場の施設として浸出水が漏水しないような構造を設けるということで、遮水シートを設置するんですけども、その破損や耐久性、これに関する御意見、それから立地そのもの、処分場をここに造ることがどうなのかというようなところの御意見というものが提出されております。申請者からの見解としましては、遮水シート、これに関しては十分な強度や耐久性がある、先ほど専門家の委員の先生の質問にもあつたんですけども、十分な強度とか耐久性を確認されている、企業の試験結果等で確認されているものを使用すること、それから軟弱地盤とか、基礎地盤、それらの対策についてあらかじめ対応を行うこと、それから遮水シート単独での保護ではなくて、電氣的漏えい検知システムとか、遮水シートについても二重の遮水シート、それからそれに加えて、ベントナイト混合土などによる多重の安全対策を講じるということで、万全の対策を取っていくというような見解が示されているというところでございます。

続いて、4 ページ目の下ですね、生活環境影響調査、これに関する御意見としましては、2 つ御意見をいただいているというところです。まず、1 つ目の御意見としては、生活環境影響調査は計画地周辺で今回実施を主にはされているんですけども、関係 6 自治会、計画地だけでなく周囲の自治会の中でも現況を調べるべきではないかという御意見、それか

ら先ほどもあったんですけども、下流の農業用水、これに対する考え方、その辺りが違うんじゃないかというような御意見が寄せられているところです。これに対する申請者の見解としましては、計画地の敷地境界及び近隣の住居周辺において調査・予測をされている、その結果として、生活環境への影響は軽微ということなので、それより遠方になる関係6自治会への影響は軽微というような考えが示されているということです。それから、下流の農業用水等への影響としては、それよりも上流のところで、農業用水として取水する樋門よりも上流で水質を調査するという計画にされているので、そこの水質の測定結果をもって下流への影響は評価できるというような見解を示されております。

続いて、5ページ目になります。5ページ目の上の方が維持管理に関する御意見となっております。維持管理に関する意見としましては、全部で6つの御意見が出されているということです。維持管理に関していろんな項目があるんですけども、先ほど最初の事例として説明した、豪雨時や災害時の埋立て処分、即日覆土の可能性とか、石綿含有廃棄物の埋立て、それから腐敗性の廃棄物は40%以上を上回らないように搬入するということとか、地下水のモニタリング井戸、こういったものは複数の帯水層に設置するとか、ここだけでなく、水源地、それらも監視したほうがいいんじゃないかというような御意見、さらには、先ほどのPFAS、複数の項目にまたがっているので、同じ御意見がこの維持管理の項目にも整理をさせていただいているんですけども、それに関しまして申請者からの見解としましては、豪雨時の対策と石綿含有については先ほども御説明したとおり、豪雨時には受け入れないですし、石綿含有については、非飛散性の石綿含有廃棄物は適切に埋立てを行うということ、それから腐敗性の廃棄物は短期間に集中しないよう、また、埋立地内でも偏らないよう、管理を行うというような見解が示されております。それから、モニタリングについては、先ほども御説明したものと同じになりますけども、今回の産廃処分場のモニタリング井戸としましては、最も浅い帯水層である第1帯水層を観測対象として設置して、計画地の周辺に設けるということで見解が示されております。

続きまして、5ページ目の下、処理能力、埋立期間、廃棄物の種類、これに対する御意見としましては、小項目の方、こちらは分けております。まず、処理能力に関する意見、これについては5ページ目の下半分の方にあります3件の御意見が寄せられております。処理能力ということですけども、これは今回の申請者の計画がⅠ期、Ⅱ期の計画になっているけども、計画期間とか埋立容量、それがかなりの差が生じている、これに対する埋立て、地盤対策は十分なのかというような御意見、それから処理量、埋立量について申請書

の中に記載されているんですけども、その計算内容が違うんじゃないかというような御意見、そのようなものが寄せられているというところです。これに対して申請者さからの見解としましては、これ、図面がないので分かりにくいところがあるんですけども、第Ⅰ期と第Ⅱ期、これが構造上、一部重なっている部分があるということで、Ⅰ期よりもⅡ期のほうが埋立容量が大きいというような計画になっているということ。それから、埋立容量に関しましては、これは廃棄物の量だけではなくて、覆土とか堰堤ですね、廃棄物以外の維持管理で行うものとか、埋立ての管理上必要な堰堤、こういったものを含んだ総量で埋立容量というものは算出しているというような考え方の説明が見解として示されているというところです。

続いて、6 ページ目になります。埋立期間への意見ということで、これに関しては3 件の御意見をいただいております。先ほどの埋立容量とかとも関連するところはあるんですけども、今回の埋立ては計画ではⅠ期が10 年、Ⅱ期が27 年というような埋立期間の計画になっております。合理的な年数、廃棄物最終処分場性能指針というものが国から示されているというところなんですけども、この中には15 年程度を目安というような記載がされているということで、特にⅡ期ですね、15 年を大幅に上回っている27 年というのが長過ぎるんじゃないかというような御意見が出ているというのがこの3 つの中に共通するような御指摘かと思うんですけども、申請者からの見解としましては、埋立容量については、地形や施設の配置、それから搬入量と、それを考慮して設定しているものだ。目安としている15 年というものを超えても、施設の構造上、維持管理上、それから生活環境保全上、特に問題はないということで、15 年に縛られるものではないということを見解として示されているところです。

次の廃棄物の種類への意見としましては、2 件の御意見が寄せられています。今回、埋立てにはいろいろな廃棄物が埋め立てられる計画となっているんですけども、1 つ目の御意見としては、PCB、これを含む場合があるので、紙くずということで一括で考えるのはおかしいんじゃないかということ。それから、8 番の方ですけども、腐敗の可能性があるコンクリート・鋼材は埋めない計画、無機性主体というが、汚泥は有機物というような、考え方が違うんじゃないかというような御意見かと思うんですけども、まず、PCBの可能性ということですけども、PCBを含むものについては、特別管理産業廃棄物、飛散性のアスベストと同様なんですけども、この処分場では今回受け入れない、受入れできないという計画になっていることが見解として示されています。また、コンクリートや

鋼材は安定型品目であって、腐敗の心配はないということ、また、浸出水と接触するコンクリートの施設、浸出水の集水ピットとか、水処理施設の調整槽、このようなものが該当するかどうかと思うんですけども、これらについては腐食防止の対策を適切に実施するというような見解が示されております。

続きまして、6 ページ目の下、立地に関する御意見でございます。これも先ほど何件か既に出ているものもあって重複しているものもありますけども、立地に関する意見としては、8 件の御意見をいただいているというところなんです。これは水の流れとも関連するところが大きいかなというところではあるんですけども、排水による不安、それから下流に水源地、湧水がある、こういうところは適さないんじゃないかということ。それから、下流に農業用水、こういうようなものは全都清という、これは廃棄物の処理に関する全国の団体が定めている設計要領には、下流に農業用水のある地域は避けるべきと記載されていること。また、開発協定、また後にも出てくるんですけども、旧淀江町（現在は合併して米子市）と今の一般廃棄物の処理施設の事業者の間で締結されている開発協定、これに合わないのではないか、その規定を逸脱しているのではないかというような御意見が出ているというところなんです。申請者からの見解としましては、今回の計画地を適地と判断した理由としましては、災害からの重大な影響を受けない、それから必要としている面積や容量が確保できる、そのような条件が整っているので、適地と判断しているということが示されております。また、安全な施設とするための対策として地盤対策を行うこととか、二重遮水シートに加えて、ベントナイト混合土や電氣的漏えい検知システム、このような多重の安全対策を施すことなどが示されておりました、立地に関して適切な対策を行うことで安全性を確保するというような見解がなされているというところなんです。

続きまして、7 ページ目になります。事業収支に関する御意見としましては8 件の御意見が提出されています。これについては、処分量に対して、今回処分の量、年間6, 0 0 0 トンという処分量が申請の中で示されているんですけども、それに対して処分費用、受け入れるための処分料が高いのではないかとか、総額の事業費、単純に計算すると、合わないのではないかとというような御指摘が出ているというところなんです。まず、処分量については、既存の県内の事業者へのアンケート結果から推定して設定されている、処分の受入れ費用、料金に関しては、周辺の、近隣の県とかの相場、それから申請者への聞き取り、このようなものを基にして設定をされているということ。また、4 番に対する回答になるかというところなんですけども、処分料収入、これに対して今、申請書に記載されている

ものと計算結果が合わないのではないかということに対しては、処分料収入は物価変動の影響を考慮して、5年ごとに改定するという想定で、日銀の物価上昇率を目安に単価上昇を設定した上での処分料収入、全体的な事業収支の整理をしているというような回答がなされているということです。

続きまして、構造に関する御意見ですけれども、構造については幾つかの項目にさらに細分化させていただいています。構造物と地盤、遮水工、それから水関係としまして、雨水集排水施設、浸出水処理、地下水、湧水対策、それから周辺施設ということで、ガス抜き管とか囲い、保安距離、消火設備、ガスの発生対策、そのようなものに構造としては、事務局の方で項目を分けさせていただいております。

それでは、まず最初に、構造の中でも主要な構造になってくる構造物、地盤、遮水工に関してですけれども、構造物に関しては8ページの方から意見の概要を整理させていただいておりますけれども、構造物については4つの意見が出されております。貯留構造物の安全性、特に、構造物の地震時における安定というのはどのような検討がなされて、安全が確認されているのか、また、地震とかが起こったとき、遮水シートがずれたり斜面が崩れたり、そのような影響がないのかというような御意見が寄せられているところです。今回の計画で用いている貯留構造物とかのり面用土堰堤、のり面そのもの、そういったものの構造に関しては、申請者のほうであらかじめ地質調査等を行って、土質定数を定め、円弧すべり面法という土木的な計算方法、一般的なものになるかと思うんですけれども、それで崩れないという安全率を満たしているということを確認している。当然、これについては地震時、過去、将来にわたって想定され得る最大級の地震、レベル2地震動というものに対しても満足しているということを確認しているので、地震時に施設、これらの構造物に影響はないだろうというような見解が示されております。

また、液状化に関してですけれども、地質調査の結果から液状化しやすい地盤というのは今回確認はされていないと。液状化しやすいのは主に砂地盤になってくるんですけれども、埋立地内は不均一で様々な廃棄物、これは埋立地内の話にはなるんですけれども、埋立地内では当然、液状化は生じないですし、それ以外の地盤についても、今回は液状化が発生するおそれはないというような見解が示されているということです。

続いて、中ほどからの地盤に関してですけれども、これも軟弱地盤が確認されたということで、注目が高かったということもありまして、10件の御意見というものが寄せられています。いずれも軟弱地盤に対するものが中心になってくるかなと思うんですけれども、軟

弱地盤の地域で処分場をするのはおかしいとか、先ほどもあった容量の話、それから液状化の話、これも複数項目にまたがっているので、似たような御意見が再度掲載されているところではありますけども、これに対する申請者の見解としましては、地盤対策としては先ほどもありましたように、プレロードや砕石置換によって対策を講じていると。廃棄物の埋立てを行う際には、それぞれ最も重たくなったときの荷重をあらかじめ第Ⅰ期、第Ⅱ期ともプレロードでかけるので、沈下が収束したことを確認して、施設の設置を行うということ。それから、雨水対策としては小段排水とかを適切に排水勾配を確保して行うこと。軟弱地盤、火山灰層、粘土層については、水を通しにくいので地下水への影響はないこと。N値とかの低い軟弱地盤については砕石置換、これも同じ話ですね、軟弱地盤対策は適切に行うことなどが見解として示されているというところですよ。

続いて、9ページになります。地盤関係の最後のところですけども、遮水工です。遮水工についても施設が設置してある期間、本当に安全が保てるのかということでいろいろと御意見をいただいていたところなので、数多くの、今回も御意見が提出されているところですよ。遮水工への御意見としましては、電氣的漏えい検知システム、これはどれぐらいもつのかというような御意見、先ほど説明があつて、今後見直しされるということですけども、ベントナイトについて、これはベントナイトマットなので、のり面の1段目に設置するマット、これについては下部遮水シートの下にも敷設すべきではないかというような御意見。それから次からは破損のリスクですね。遮水工が破損したら大丈夫なのかというような御意見等々が寄せられていると。総じて、遮水シートの破損とか漏えい検知システムが誤作動するのではないかと、どれぐらいもつのかというような御意見かというところですけども、電氣的漏えい検知システムに関しては日常的に点検を行う。それによって保持、機能しているかを確認していくと。遮水シートの破損について、最も遮水シートの破損が起こりやすいのは、これは人為的なミスによって、埋立初期に、埋立てを行うときに重機によって引っかけるような破損リスクが大きいと。遮水シートに関しては、申請者も記載されておりますけども、日本遮水工協会という遮水シートの業界団体、これらが認定した適合製品を使用することで、十分な強度と耐久性を確保できるということを考えられているということ。それから、遮水シートが伸びによって破損しないよう十分な地盤対策を行った上で、遮水工を設置すること等々が見解としては示されているというところですよ。

続いて、10ページ、構造のうちの水関係の御意見になります。雨水集排水施設に関して、7件の御意見が寄せられております。雨水集排水施設の御意見としては、地盤沈下と

かをしたら排水ができなくなるんじゃないかというような御意見とか、雨量ですね、最近
はゲリラ豪雨とか、短時間での降雨が非常にニュース等にもなっているということで、短
時間豪雨への不安というような声が寄せられているというところ。排水ができなくな
るんじゃないかということに対しては、維持管理を行いながら必要に応じて再施工等を行
うというような見解が示されておりますし、雨水集排水の雨への対策としては、これは、
埋立期間等を考慮して50年、通常は、県の指針では30年を原則としているところを、
今回50年確率降雨、より頻度の低い大雨に対応するような規模の施設を設けているとい
うようなところを見解としては示されているというところ。す。

続いて、浸出水の処理については2件の御意見をいただいております。これも雨に対す
る、雨による影響を御懸念されている意見となります。いずれも豪雨のときには調整槽が
容量不足になって、外に未処理の浸出水が溢れ出るんじゃないかというような御意見かと
思います。浸出水の調整槽については、先ほどの短時間のゲリラ豪雨等の考え方ではなくて、
年間でどれぐらいの雨が降ったか、過去の45年間の中で最も雨の降ったときの1年間の
降水量データを基に算出していると。短時間豪雨よりも年間通じての処理を常にしていく
というような施設になっていくので、一時的に溜まっても処理が進んでいけば溢れるとい
うことはなくなったりしますので、増減を確認しながらデータの確認をして、対応が可能
であるというような計画にされているというような御見解を示されております。

それから、10ページ目の下の方になります。地下水集排水と湧水対策ということで、
これに関しては3件の御意見が寄せられております。処分場底面からの地下水、これは地
下水が湧き出たときに遮水工が破損するのではないかというような御意見。それから、湧
き水があったら、湧水があったときにはどういうふうに対策を行うのかというような御意
見。それから、そういう湧き水の対応としては、県の地下水等調査会の中で示された第1
から第3（帯水層）、全ての地下水に対して集排水を行うということなのかというような
御意見が寄せられています。これに関して申請者の方からは、地下水位の状況から、これ
は既往の生活環境影響調査の中で水位を測って調べているというものですけども、現地
では湧水は基本的には少ないというふうな御見解を示されております。また、仮に地下水が
上昇した場合でも、遮水工に影響しないように処分場の底面には全面にわたって地下水の
集排水管を設置する、このような計画になっておりますし、想定以上の湧水、こういうも
のが確認された場合には、そこに重点的な湧水対策を行うことで対応するというような御
見解が示されているというところ。す。

続いて、11ページ目になります。構造のうち、その他の施設というような形になるかと思えますけども、ガス抜きとか囲い、保安距離、消火設備、腐食防止、自然発生ガス、このようなものに対する御意見でございます。

まず、ガス抜き施設については、これ、一番最初のところにもあったんですけども、メタンガスが記載されているが、それはどうなのか、これについては記載がないということ。排ガス処理施設を不要としたことと矛盾していないかについては、有毒ガスの処理施設は設けないけども、埋立てガスの処理施設、ガスを適切に放出するような施設は設けるというような見解が示されております。

また、囲いに関してですけども、騒音の専門家の方からの御意見の中にもあったんですけども、防音壁を兼ねた囲いを今回処分場の周囲には設置する予定とされています。ただ、意見の中では、強制的に投げ入れるような状態、ドローンで空から廃棄物を投げ入れるようなことができるのではないかと、だったら、屋根が必要ではないかというような御意見ですけども、これはどこでもそうだと思いますけども、勝手にごみを捨てるとそれは当然不法投棄に該当するということで、そういう場合には警察等と連携して適切に対処することが見解として示されております。

それから、保安距離、これは開発区域と埋立地の間、実際に埋め立てるところからある程度の距離については、敷地境界までの距離を確保する、2メートル以上確保するということが県の指針で示されておまして、これが隣接地の土地利用を規制するものではないかというような御意見ですけども、あくまでも敷地境界の内側の埋立地までの距離を2メートル以上確保するというものなので、敷地境界より外側に規制するようなものではないというような見解が示されております。

それから、消火設備について、どこに設置するのか、また、夜どうするのかという御意見が寄せられていますけども、夜については連絡体制を構築して、職員の方は夜間は常駐しないということですけども、連絡がきちっと入るような体制を確保されていくというような見解が示されております。

それから、腐食防止、これに関しては、先ほどもありましたけども、コンクリートの構造物については、貯留構造物とか集水ピットになると思うんですけども、腐食する可能性があるということで、それについては適切な防食措置を施すということ。

最後になりますけども、自然発生ガス、これは廃棄物の埋立てに伴って発生するガスではなくて、地面の中に自然発生的に存在している有毒ガス等を想定されての質問かと思い

ますけども、それは今回の計画地からは、現時点は想定されていない。ただし、仮に工事中にそのようなガスの発生が見られた場合には、適切に対処をしていくというような見解が示されています。

ここから後に、その他の項目として、皆様から寄せられた御意見、開発協定に関する意見とか跡地利用、文化財、搬入経路等の御意見を示させていただいているんですけども、これについては最初に少し申し上げましたけども、生活環境保全上の見地に直接該当するような御意見ではないところもありますので、また、この後まとめて、改めて説明させていただきたいと思いますけども、まずは、この処分場全般の内容についていただいた御意見と申請者からの見解を御説明させていただきました。

ひとまず、以上とさせていただきます。

○山田座長 ありがとうございます。

ただいま様々な意見を御紹介いただきましたけども、次に入る前に、申請者の方から何か補足等がございますでしょうか。

○環境管理事業センター岡本理事長 特にございません。

○山田座長 ありがとうございます。

それでは、既にいろいろ我々も意見を求められておるところですが、また今、お伺いした市または利害関係者の意見に対する見解も踏まえて、何か御質問、御意見等ございましたら、委員の方からお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

島田委員、お願いします。

○島田委員 御説明ありがとうございます。

私の方からは、水質に関して多く意見があったことに対する申請者の方の見解の概要について、その見解内容自体に対して異論はございませんが、少し意見を述べさせていただきます。

水質への意見について特に多いものは2種類あると思います。1つは、データなどの情報公開の内容についてです。私の方でも情報公開が大切だと以前から申し上げていましたが、利害関係者の方々が情報として示されているデータについての御意見を読んでいますと、データが不自然だとか、信用できないという疑念が示されています。資料3の米子市長の意見の附帯のところで、数値などをできるだけ分かりやすく示してほしいと記載されていますように、例えば、「検出限界」とか「定量限界未満」の数値の表し方が、専門家や実際測定されている方にとっては当たり前のことだとしても、住民の方にはわかりにく

いので、数値の見方などについて、住民の方々の立場に立って説明を加えた上で、情報公開をぜひお願いしたいと思っておりますので、そこはよろしくお願いいたします。

もう一つ意見が多かったのが、水質に関して全般にわたって懸念が表明されているPFAASの問題です。申請者の方の御回答内容に問題はないのですが、例えば複数個所で同じ回答の文言があるのですが、例えば、2ページ目のところの3、4、6などに対する見解のところでは、「PFAASについては現在調査が行われている段階で、対処方法等も明らかにされていない、対策が定められれば対策を実施します」と回答されています。その回答で結構なのですが、PFAASのように以前から監視されていたけれども新たに懸念が高まってきたような物質は方針や基準値が決まるまでにはかなりの時間がかかります。実際に調査がなされて、データがどんどん公開されていき、人の血液中の測定データが報告され、国や都道府県が水質とか河川とかで調査した結果が公開され、と、調査結果がどんどん出て、情報がどんどん提供されていますが、今後は、排出源から河川水中へどのようなルートで汚染がされているのか、人の健康に対しては曝露の経路がどうなってるのかが精査されていって、環境水基準や排出基準や健康に関する基準が決まっていけます。決まっていけないので、決まればやります、というのは、模範回答ではあるんですが、今後、この事業の埋立ての期間の間にいろいろ新しい知見が出て、その知見から、国や環境省、鳥取県の方で対策がどんどん取られ情報が公開されていくと思いますので、そういう新しくでてくる情報も常に事業者の方も情報収集をしていただいて、もし、埋立処分等にかかわる廃棄物に関する新たな知見や情報が出たとしたら、それらもぜひ情報公開していただけると、住民の方も安心されると思いますので、そこもよろしくお願いいたします。

また、PFAASの浄化についてです。浸出水や活性炭処理やRO膜処理により浄化可能と考える、記載されていますが、PFAASの浄化技術の開発は今も現在進行中でいろんな研究がなされて、今後研究機関や水質浄化技術を開発している企業などから提案されていくと思いますので、そういう技術が提案されたら導入を検討されたらいいと思います。とくに廃棄物中のPFAASの浄化技術について情報収集をしていただいて、住民の方から質問や問い合わせがあった場合に正しい情報を提供できるようにしていただければと思います。現在、国や公共機関の信頼性のある情報以外に、インターネットなどであらゆる情報が氾濫する時代ですので、正しい信頼性のある情報、データだけではなく研究開発に関する情報収集もして、もし住民の方から意見や懸念などが寄せられた場合には、そういう最新の情報を提供できるような形にいただければ、相互のリスクコミュニケーションが

うまくいくと思いますので、考えておいていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。以上です。

○山田座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

申請者の方、今のはよろしいですか。

○環境管理事業センター岡本理事長 ありがとうございます。

今おっしゃいましたことは、しっかり我々も受け止めてやっていきたいというふうに思っております。データの情報公開、分かりやすく、専門的な内容をかみ砕いて、皆様にしっかり分かるような形、これを考えたいと思いますし、先ほど言われましたように、様々なP F A Sに関する知見、今、その進行途上のことでありますので、十分我々も情報収集して、しっかりと内容をかみ砕いて、取り入れるべきものは取り入れていきたいと思ひますし、この中に書いてあります、自主的な管理方法というところも、一つそういった知見を踏まえながら、どの程度できるのか、そういったことを追及していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

○山田座長 ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

ラン委員、お願いします。

○ラン委員 騒音・振動の部分の意見の概要ですが、意見①の建設中の評価のことについて、該当の部分は建設する際には、周辺環境へ配慮した工事を行うというような回答内容ですが、もう少しこれより詳しく、何の工事方法がその周辺環境へ配慮した、できる工事の説明を追加すればよいかと思います。例えば、工事の順番とか、もし防音壁を建てられるのであれば、その防音壁を最初に建てるとか、建設現場の周辺で施工のときは防音シートとかでカバーされる、そんなことをもう詳しく追加すればいいと思います。以上です。

○山田座長 ありがとうございます。

何かよろしいでしょうか。

○環境管理事業センター奥田課長 具体の工事方法がまだ決まってない状況ではありますけども、まずは、周辺の方にこういった工事をしますよというお知らせとともに、騒音・振動に対して低減できるような対策、低騒音型の重機を使うであるとか、防音シート、防音壁を建てるであるとか、そういったところをしっかりと、工事中についても配慮していきたいということで考えています。以上です。

○山田座長　ありがとうございます。

ほか、よろしいでしょうか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員　よろしいですか。

P 9 の遮水工の御説明なんですけれども、内容は、書いてあることは書いてあると思うんですけれども、遮水シートの破損の質問が多くて、今回 3 重だから安全ですよと、言い方としては確かにそうなんですけど、そのためにベントナイト混合土を入れている、破損しない、長期耐久性で劣化がない、ということで入れているので、何かベントナイト混合土を入れているということを、遮水シートだけに頼っていないということをもう少し強調して御説明していただいた方が分かりやすいのかなという、親切なのかなという気がしました。

あと、この日遮協の耐久年数 50 年というのは、恐らく紫外線劣化に対するもので 50 年だったような気もしまして、埋立処分された後はさらに長くなるというようなことではないかというふうに思いますので、何かそういうことも、もし質問者に対して理解を深めたいということであれば、少し親切に説明してもいいかなというふうには思いました。

それに関連して、全体を通してなんですけど、何か処分場というのが、マスコミのせいか何か分かりませんが、非常に劣悪な環境で、作業者がもう息絶え絶えにやるような感じのイメージを持たれているような質問も多かったんですけれども、平成 10 年以降に整備された処分場というのは、いわゆる、何と申しますか、イメージされてるような処分場とは大きくかけ離れてるような気がしております、何か利害関係者に機会があれば、近年整備された処分場の見学会みたいなものを企画するというのも一つ、理解醸成のためということではいいのかなと思ひまして、コメントとして残させていただきます。以上です。

○山田座長　ありがとうございます。

よろしいですか。

ほかございますでしょうか。

小野委員、中田委員、深田委員、大丈夫でしょうか。

私から 1 点だけ。今、少し遠藤委員がおっしゃっていましたが、（資料が）こういった 1 つの質問に対して、一問一答形式になってしまうのは仕方ないと思うんですけれども、やはりばらばらに書いてあって、流れが分かりづらいですよ、こうだからこうという、

少し、最初の方に回答の概要みたいのを作って一連の流れを説明すれば、もう少し回答が読みやすくなるんじゃないかという気がしましたので、もしそういうことが可能ならば、そういったものを作ってみてもいいかなと思いました。そのほうが我々も一つ一つ見て、何が足りてて、何が足りていないかというのも審査しやすくなりますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、もう一つ、これ、ただの言葉尻なんですけども、発生ガスのところで、ガス処理施設を設けると書いてあったんですけども、ガス処理といいますと、燃やすとか吸着するとか、そういうイメージになってしまいますので、この場合はガス抜き施設、または通気装置、法律の用語では通気装置というんですけども、なので、ここは言葉の使い方を改めた方がいいかなと思いました。以上です。

ほか、よろしいですかね。

よろしければ、先ほど少し御説明がありましたが、最後のその他のところを説明していただければと思います。

○田代係長 引き続きまして、産廃審査課の田代です。

先ほど軽く説明をさせていただきましたけども、その他の項目について御紹介をさせていただきます。

本日お集まりいただいている委員の皆様の専門に係る部分ではないかなと思うんですけども、今回、利害関係者の方から御意見をいただいているということで御説明のほうをさせていただきます。

まず、資料は11ページの下からになりますけども、開発協定に関する御意見ということで、この開発協定というものは、米子市と合併する前の旧淀江町と、今、産廃処分場を計画している隣接地の一廃処分場の事業者である環境プラント工業、こちらの間で締結された開発協定になります。これは県の開発指導要綱という大規模開発に対して、事前に当事者同士で、必要に応じて開発協定を結ぶような指導がかつてなされていたものに基づいてなされているものなんですけども、この開発協定に対する御意見としては、開発協定の中には一廃廃棄物の事業地については、他の事業では使わないというような規定がなされております。それに対して、今回の産廃処分場の事業予定地が、その開発協定の範疇に含まれるのではないかと、なので、開発協定の見直し、そういうものが必要なのではないかというような御意見かと思います。これに関しては、今回の申請者であります環境管理事業センターですけども、センターは当事者ではないということで、見解にも書かれているよう

なことですが、当事者である旧淀江町と合併した米子市、それから環境プラント工業が判断される内容であると。万一、処分場の建設に当たって、供用堰堤の話とか覆土の置場、こういうものが一廃側に多少、覆いかぶさるような形で利用するという予定になっていますので、今後、開発協定の当事者とセンターの間で協議を行っていくというような回答をなされているというものです。

続いて跡地利用、6番のところになりますけども、跡地利用についてはどう想定しているのか、申請書の中に、跡地利用として農地とか林地に戻すというような文言があるので、何でそんなことを記載しているのかというような御意見なんですけども、埋立ての終了ですね、今、センターの計画では、埋立て終了から廃止まで10年間、この間は維持管理を行っていく、水処理を行っていくというような計画でおられますけれども、この跡地利用に関しては、今現在、設置を予定している土地について借地で計画を進めているということで、借地前の状況と同じような土地利用に戻すということを記載しているというような見解でございます。

続いて、7番、8番、これは文化財に関するものですが、前回、現地を御案内した際にも、現地の方で御説明をさせていただいていたかと思うんですけども、処分場の予定地内、この付近には古墳があるということで、処分場がそこにできるのはよくないんじゃないか、また、処分場内だけではなくて、この辺り、多くの古墳、文化財があるので、そういうところで処分場のようなものを設置するというのは、地域に対して風評被害が出るのではないかなという御意見となっております。申請者の回答としましては、風評被害が生じないように、先ほど申請者からも御説明がありましたけども、管理に関して適切に行うとともに、必要な情報公開を積極的に行って、安全・安心な処分場運営をしていくということと、既存の文化財については、米子市文化財課の指導により、既に記録保存として文化財の調査はなされているというような見解が示されています。

それから、次の9番、搬入経路については、先ほど騒音・振動、大気質、悪臭のところでも同じものがあつたんですけども、進入ルート等については搬入業者に適切に周知徹底を行うとともに、違反の場合には厳重注意、または一定期間の搬入停止などの厳しい措置も検討されているという見解です。

次に、10番から12番、これは手続条例等を示しておりますけども、鳥取県においては、産廃処分場の設置許可申請、これに先立って、紛争の予防を図るということで、設置手続条例というものを県独自で定めております。この設置手続条例において、対応が不十

分だったのではないか、また、その条例の規定を守っていないのではないか、そのような御意見が寄せられているというところですけども、センターとしましては、条例を遵守した手続を行っているというような回答をされております。また、ここについては、県のほうからも回答を記載をさせていただいておりますけども、この回答というのは設置手続条例の手続の中で、住民への説明会の周知、これが不十分だったのではないかとということで御意見がありまして、これに対しては、当時の部局の判断というところにはなるのかも知れませんが、住民への直接の案内の配布に代わるものとして、公民館や市役所等の16か所への掲示、それから新聞広告、ホームページへの紹介、周知等で条例手続の規定に対しては問題ないような案内がなされていたというような判断をしているという、県からの見解も併せて示させていただいております。

それから、最後の13番になるんですけども、これはセンターの説明に対する不誠実な対応に対して、信用ができないというような御意見かというところでございますけども、これに対しては、センターに非があるということで、おわびをさせていただいているというような御回答をいただいているというところです。直接、今回委員の皆様の御専門とは関係ないところですけども、それ以外にもこういうような御意見をいただいているところで、御説明をさせていただきました。以上です。

○山田座長 御紹介ありがとうございました。

それでは、これで今回の我々の議事はほぼ終了ですが、これまでかなり時間をかけていろいろ御意見いただいておりますけども、まだ本日の会議で何か思いついたこと、お気づきの点がありましたら個別に県にお伝えいただければと思います。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の議題、その他になります。

県から何かございますでしょうか。

○山本参事監 その他といたしまして、資料はないのですが、事務局、山本から、今後のことについて少しお話しさせていただきます。

本日、委員の皆さん方には、今回新たに、地元からの御意見、こちらを御覧いただきまして、大体、（委員の皆さんへの）意見聴取に当たって確認いただくような材料はおおむね出そろったのではないかなと考えています。ただ、先ほど事業者から（説明が）ありましたが、申請書類の修正が入ったり、また、先ほど（会議での）コメントもありましたが、今後、委員の先生方から、個別に御意見があらうかと思います。あと、山田座長から（ご

発言が) ありましたが、意見書の回答の流れの工夫みたいなのところもございましたので、また、こちらは個別に御相談させていただきながら進めさせていただきたいと思っております。

あと、次回の全体会議でございますが、(先に申し上げた) それら、修正後の書類でありますとか、これまで委員の皆さんにいただきました御意見、これを事務局のほうでもう一回整理をさせていただいて、御確認いただければと思っているところでございます。開催時期につきましては、今後の作業の状況、整理の状況と、あと、先生方からの御意見の状況等を踏まえて、また調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回の会議、ひとまず第2回を終了させていただくが、引き続き御意見、お気づきの点等あれば、遠慮なく県の方にお寄せいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。私からは以上でございます。

○山田座長 ありがとうございます。

今の今後の予定について何か御質問等ございますでしょうか、申請者の方も含めて。よろしいですか。

それでは、本日予定されていた議事はこれで以上になります。

本日も会議の円滑な進行に協力いただき、ありがとうございます。

それでは、進行を県に返したいと思えます。ありがとうございます。

○福田課長補佐 山田座長様、ありがとうございます。

最後に、地域社会振興部長、盛田が御挨拶申し上げます。

○盛田部長 皆様、長時間にわたり、様々な知見からの御意見、御提言をいただきまして、どうもありがとうございます。

本日は各委員からの個別の意見聴取の結果、または米子市の意見、さらには利害関係者の意見というふうなものを委員の皆さんに御確認いただくことができました。また、それらの情報も踏まえた御意見もいただくことができたものと思っているところでございます。

先ほども説明申し上げたんですけども、次回は申請者から報告のあった申請書の修正について、委員の皆様へ改めて御報告させていただき、また、これまでの意見の整理等を行いたいというふうに考えているところでございます。

委員の皆様には、お忙しいところではございますが、引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○福田課長補佐 それでは、第２回鳥取県産業廃棄物処理施設審査専門委員会議を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。